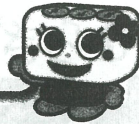
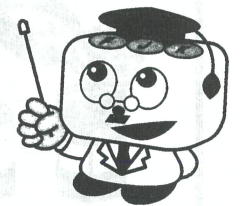
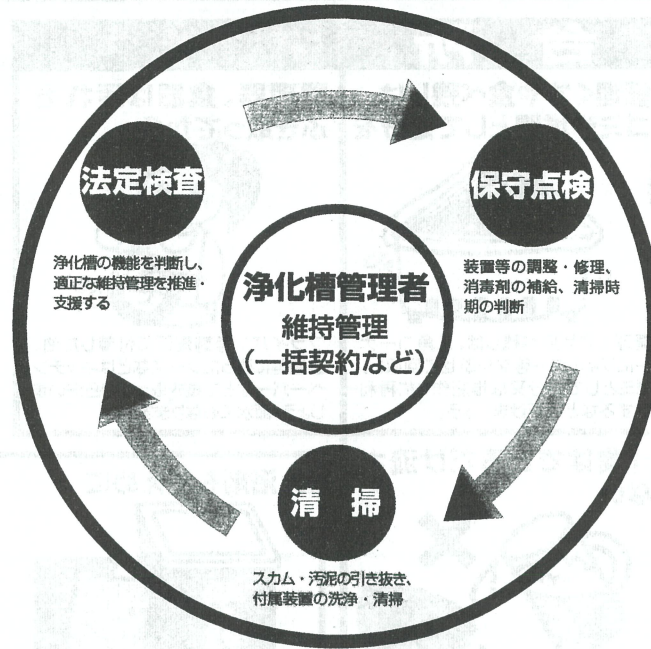


浄化槽をお使いの皆様方へ



ご存知  
ですか?

**浄化槽管理者(使用者)には、遵守しなければならない法的義務があります。**



## ● 浄化槽の法定検査について

浄化槽法に基づく法定検査を受検しなければなりません。この検査は、浄化槽管理者の受検申込に基づき県知事の指定検査機関である公益社団法人福島県浄化槽協会が実施します。法定検査には下記の2つがあります。

法第7条検査……浄化槽を設置後3ヶ月経過してから5ヶ月以内に受検しなければなりません。

法第11条検査……年1回の定期検査です。毎年、受検しなければなりません。

(※7条検査を受検した次の年度から11条検査の対象となります。)

## ● 浄化槽の保守点検について

浄化槽は微生物の働きによって汚水を浄化しています。その微生物の働きを常に発揮させるためには、環境省令で定める回数の保守点検を必ず実施しなければなりません。保守点検は県または中核市の登録を受けた業者で浄化槽管理士の有資格者が行い、その作業内容は環境省で定める「保守点検の技術上の基準」に基づき実施されます。

## ● 浄化槽の清掃について

微生物の活動により分解された固形物や浮上物などが浄化槽の内部に蓄積されます。その蓄積されたものを「汚泥」や「スカム」と呼びます。汚泥やスカムを引き出し（バキューム車による搬出）、単位装置及び附属機器類の洗浄・掃除並びに槽内の点検、確認、汚泥等の調整等を行う作業を「清掃」といい、その回数は法で定められており年1回以上実施することとなっています。（使用の状況により回数が増える場合があります。）

なお、清掃の作業は、市町村長から許可を受けた清掃業者が行います。

【お問い合わせ先】 役場住民生活課  
(公社) 福島県浄化槽協会

電話0248-53-2112  
電話024-526-6311



わたしたちの川のせせらぎをまもるために

# 浄化槽の上手な使い方

(くみ取りトイレやみだし浄化槽、下水道などを利用される家庭においても「上手な使い方」を心がけましょう。みんなで地球の水環境をまもることが大切です。)

## 水の無駄遣いはやめましょう

<p>水環境のためにも 流す際に十分 ご注意ください</p> 	<p><b>台所</b></p> <p>調理くずや食べ残しは、 ゴミや堆肥として処分を</p>  <p>調理くずや食べ残しは、三角コーナーにフィルター等をかぶせて回収し、ゴミとして処分又は堆肥作りに再利用するなど心がけましょう。</p>	<p>調理器、食器は汚れを ふき取ってから</p>  <p>フライパン等調理器に付着した油、食器等に残ったソースなどはキッチンペーパーなどで拭き取ってから洗いましょう。節水にもなります。</p>	<p><b>お風呂</b></p> <p>カビ取り剤は控えめに</p>  <p>カビ取り剤は浄化槽で汚水を元気に食べる微生物を殺してしまいますので、使用は控えめに。また、使用後は十分に水で洗い流して下さい。</p>
<p>使用済みの天ぷら油等は 捨てないで</p>  <p>市販の油凝固剤を使用するか、新聞紙・吸油性の良い紙などにしみ込ませるなど、ゴミとして処分して下さい。</p>	<p>汁物はできるだけ流さ ない</p>  <p>味噌汁、煮汁、酒やビールなどはできるだけ流さないように心がけましょう。</p>	<p>入浴剤も控えめに</p>  <p>入浴剤は浄化槽に大きな影響はありませんが、使用は控えめにして下さい。ただし、風呂金を痛める(腐食)イオウ成分の入浴剤は微生物に悪影響する場合がありますので使用は控えて下さい。</p>	<p>残り湯は少量ずつ排水 しましょう</p>  <p>排水のためのゴム栓を斜めにして少量ずつ流すように心がけましょう。</p>
<p><b>洗濯</b></p>		<p><b>その他</b></p>	
<p>塩素系の漂白剤は、できる だけ使用量(濃度)を控えめに</p>  <p>微生物の働きに影響する場合があります。処理機能が低下してしまいます。</p>	<p>洗濯の回数は、少なくする ように心がけましょう</p>  <p>まとめて洗うと、節水・洗剤使用量を削減できます。</p>	<p>洗濯・柔軟剤の量は 容器の表示を守り ましょう</p>  <p>規定量より多くても汚れ落ちは変わりません。必要以上入れると処理機能低下の原因となります。</p>	<p>送風機(ブロウ)の電源は絶対 に切らないでください</p>  <p>好気性微生物の衰弱や死滅、空気を利用した機能が停止し、水質の悪化や臭気発生の原因となります。</p>
<p><b>トイレ</b></p>		<p><b>その他</b></p>	
<p>トイレットペーパーは、専用の ものを適量で使用してください</p>  <p>多量に使用すると、つまりの原因や浄化槽の清掃時期が早まります。水に溶けにくい紙(便座除菌ペーパー等)、生理用品、衛生用品、紙おむつ、たばこの吸い殻等は流さないでください。</p>	<p>便器の清掃にもご注意</p>  <p>ぬるま湯や中性洗剤を使用し、酸性・アルカリ性の強い洗剤は控えめにしましょう。</p>	<p>ペット等のフンは浄化槽 に流さないでください</p>  <p>犬や猫などの糞は繊維質が多く、浄化槽で分解しにくいので、詰まりの原因となります。</p>	<p>浄化槽の上部には物を置か ないでください</p>  <p>保守点検・清掃の支障となり、十分な維持管理ができなくなります。</p>

## 洗濯・風呂・台所の排水は、時間をずらして流しましょう。

浄化槽へ短時間に多量の汚水が流入すると、槽内に貯留した汚泥等の流出や処理工程の時間が足りず放流水の水質悪化や悪臭が発生する等の原因になる場合があります。本パンフレットの無断転写・複製・転載などを禁じます。 Johkasou Society of Fukushima Prefecture 2022.5